

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における再雇用による資格取得日に係る記録を平成14年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

私は平成14年に60歳になったので、当時勤務していたA社をいったん定年退職したが、引き続き同社に再雇用され、20年10月末まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が14年3月31日、取得日が同年4月1日となっており、厚生年金保険に未加入期間が生じている。

申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、平成14年度社会保険料控除明細兼所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付していないとしており、また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日は平成14年4月1日となっていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月27日に喪失した旨の届出及び33年5月5日に資格を取得し、同年12月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和32年7月から同年10月までの標準報酬月額は1万6,000円、33年5月から同年11月までの標準報酬月額は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから33年ごろまで

申立期間当時、私はA氏が事業主をしていたB都道府県のC社において、弟と一緒に季節労働者として鉱石掘りの仕事をした。同僚のD氏と私の弟は、同社において厚生年金保険に加入しているので、申立期間について、私も被保険者であったことを認めてほしい。

また、私は、勤務時期をはっきりと記憶していないが、私の妻も、私がC社で2回勤務したと記憶しているので、併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、i) 申立人が勤務していたとしているC社（現在は、E社）が健康保険厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和32年7月1日であること、ii) 申立人が申立期間当時一緒に仕事をしている弟のF氏（被保険者資格期間：昭和32年7月1日から同年12月1日までの期間及び33年5月5日から同年12月5日までの期間）及び同僚のD氏（同：昭和32年7月1日から同年11月27日までの期間）が同社において厚生年金保険に加入していたことがそれぞれ確認できることに加え、この両者の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人と同姓同名で、申立人の生年月日と8日相違していることから、基礎年金番号の加入記録に未統合となっている2期間の記録（被保険者資格期間：昭和32年7月1日から同年11月27日までの期間及び33年5月5日から同年12月10日までの期間）が確認でき、この2期間は、申立期間当時既に申立人と結婚していた申立人の妻の記憶と符合している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録と認められる。

なお、標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和32年7月から同年10月までは1万6,000円、33年5月から同年11月までは1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和30年ごろから32年7月1日までの期間について、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和32年11月27日から33年5月5日までの期間について、申立人は、冬には実家に帰り、春になって再度C社に勤務した旨供述していることから、当該期間は同社に勤務しておらず、厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えるのが自然である。

なお、C社において厚生年金保険に加入していた者の中には、申立人、申立人の弟及び前記同僚を含め被保険者期間が1年未満の者が多くみられることから、同社の季節労働者に係る厚生年金保険の適用については、実際の勤務期間を被保険者期間として被保険者資格の得喪に係る届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和30年ごろから32年7月1日までの期間及び32年11月27日から33年5月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、59 年 10 月から同年 12 月までの期間、60 年 6 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間及び 3 年 9 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 60 年 6 月から 63 年 3 月まで
⑤ 平成元年 4 月から 2 年 3 月まで
⑥ 平成 3 年 9 月から 4 年 3 月まで

私は国民年金保険料を納付することは義務のように思っており、市役所から納付書が届く都度、私の妻が国民年金保険料を不定期に納付してきた。

私は、平成になってから、時効により国民年金保険料を納められなかった期間があることを覚えているが、申立期間の国民年金保険料については、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人及び国民年金保険料を納付してきた申立人の妻からは共に、市役所から送られてきた納付書で納付してきたとする以外に、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な供述が得られない上、申立人の妻にも申立期間において国民年金保険料の未納がある。

また、申立期間は六つの期間で合計 80 か月と長期間である上、各申立期間が近接しており、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、昭和 63 年 4 月 28 日付けで 5,180 円の還付記録がある預金通帳を提出しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該通帳の記録は、申立期間③の国民年金保険料を 62 年 4 月に納付されたものの、その納付時期が時効後であったため、未納期間のうち時効にかかっていない 60 年 4 月及び 5 月の分として 1 万 3,480 円が充当された後の残額が還付された記録であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年6月までの期間、13年8月から同年12月までの期間及び14年4月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から同年6月まで
② 平成13年8月から同年12月まで
③ 平成14年4月から15年3月まで

私は、昭和57年に離婚した後、子育てや家業の経営に追われ、国民年金保険料を納付できなかった時期があったため、未納分をすべて納付したいと考え、平成15年1月ごろに定期預金を解約して準備した100万円を持って社会保険事務所に行った。

社会保険事務所で、国民年金保険料は時効により過去2年までしかさかのぼって納付できないと教わったことから、その時点で納付可能な平成13年度及び14年度の国民年金保険料の納付書を作成してもらい、その場でまとめて納付したが、それが年金記録に反映されていないので、申立期間について、保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年1月ごろに申立期間①から③までを含む平成13年度及び14年度の国民年金保険料を一括して納付したと供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該期間のうち13年7月の分を時効直前の15年8月21日に過年度納付していること、及び14年1月から同年3月までの分を時効直前の16年2月23日に過年度納付していることが確認でき、この16年2月23日は社会保険事務所が年度末に実施した集合徴収日と一致していることを踏まえると、社会保険庁のオンライン記録に不自然な点は見受けられない。

また、申立人から提出のあった金融機関の預金取引明細表から、申立内容のとおり、申立人が平成 15 年 1 月 16 日に 100 万円の定期預金を解約していることが確認できるが、申立人は、100 万円を持って社会保険事務所に行き国民年金保険料を納付したと主張するのみで、納付金額や納付した後の残金の使途についての記憶が定かでない。

さらに、申立人には申立期間以外にも申立期間の前後に五つの期間で合計 180 か月以上の未納期間が存在する上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月3日から20年6月11日まで
私は、A中学校（現在は、B高等学校）在学中に勤労働員学徒として出勤の通達を受け、申立期間において、C社D工場に勤務した。勤務中に、表彰状と賞状を受けたこともある。
私が、C社D工場に勤務していたこと、及び同社同工場が勤労働員学徒を厚生年金保険に加入させていたかどうかをはっきりさせてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B高等学校、申立人及び同僚から提出された資料により、申立期間において、申立人がC社D工場に勤労働員学徒として勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人は、C社D工場における給与支給及び厚生年金保険料の控除についての記憶は無い上、C社は、「申立人が保管する資料から、申立人は勤労働員学徒として勤務していたと思われるが、申立人の在籍が確認できる資料は保管しておらず、当社に勤務した勤労働員学徒に給与を支払った事実を確認できる資料も残っていない。」と回答している。

また、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同級生についても厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者に該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から30年1月1日まで
② 昭和31年1月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①及び②については記録が無いとの回答があった。

しかし、申立期間①については、私は、高校を卒業した昭和29年3月1日から30年3月31日までA県B部C課に臨時職員として勤務したのに、厚生年金保険の加入期間が30年1月1日から同年4月1日までの3か月間だけとなっていることに納得できない。

また、申立期間②については、昭和31年1月からD会E支部に勤務したのに、同年4月1日に厚生年金保険に加入するまで、3か月間も記録が抜けていることに納得できない。

申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時勤務していた同僚の供述から、申立人はA県B部C課に勤務していたと推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA県B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和29年10月1日に取得したが同月30日に取り消され、改めて30年1月1日に被保険者資格を取得しており、申立人と同時に採用されたとみられる同僚についても、同じ取扱いをされていることが確認できる。

また、申立期間①において、当該記録以外に、前述の被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人よりも約9か月前に被保険者資格を取得した同僚一人（臨

時職員)は、当時、A県B部C課では臨時職員が多く、臨時職員については勤務してすぐに社会保険に加入させてはいなかったと供述している上、当該同僚は、同事業所に勤務してから2年後に厚生年金保険に加入したことが確認できる。

申立期間②については、当時勤務していた同僚の供述から、申立人はD会E支部に勤務していたと認められるものの、勤務期間を特定することまではできない。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、事業主に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するD会E支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から33年2月まで

私は、申立期間についてA社に就職して当初は採石場での作業に従事し、その後、運転助手として、同僚の運転手二人と共に碎石運搬をしていた。

時期はよく覚えていないが、A社に勤務し始めてから、社会保険料を給与から控除しないでほしいと同社の事務係に申し入れた記憶があり、また、同社に勤務していた期間について、同僚の運転手二人は、厚生年金保険の加入期間になっているので、申立期間について、私も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）の事業主の家族及び同僚の供述から、申立人が、同社に勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間に係る供述は得られない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年10月1日であり、申立期間の一部について、同社は適用事業所となっていない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、同社が適用事業所となった昭和30年10月1日時点で厚生年金保険に加入した者の職種及び人数は、関係者の供述と一致しており、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、勤務期間の途中で、A社の事務係に対し、社会保険料を給与から控除しないよう申し入れたと主張しているところ、当該事務係は既に死亡している上、申し入れた際に同席していたと申立人が記憶している

同僚からは申立てを具体的に裏付ける供述は得られなかった。

そのほか、控除されていたとする金額は、当時の厚生年金保険料額とは大幅に相違するほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

なお、申立人は、申立人のA社における勤務期間を証明する資料として、「就業期間」が「昭和28年4月ごろから34年3月ごろまで」と印字され、これに申立人が同僚としている運転手二人が署名捺印した書類を提出してきているが、当該同僚に聴取したところ、二人とも、申立人から求められるままに署名捺印しただけであり、申立人の勤務期間についての記憶は定かでない旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月から29年9月まで
② 昭和29年10月から32年5月まで
③ 昭和32年12月1日から33年9月1日まで

私は、申立期間①については、A社B作業所においてブルドーザーの運転手として勤務していた。

申立期間②については、A社B作業所で勤務していたときに、C県D部から要請があったことから、C県の出先機関であるE事業所においてブルドーザーの運転手として勤務していた。仕事の内容はブルドーザーの運転手から自動車の運転手に変更されたものの、同事業所で昭和32年11月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③については、A社F班に所属し、G作業所においてブルドーザーの運転手として勤務していた。

申立期間①から③までについて、勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、E事業所の同僚の供述から、申立人がA社B作業所及び同社G作業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人が勤務したとしている両作業所及びA社F班は、厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、A社から、申立期間当時の同社における作業員の勤務形態及び社会保険の適用について、次のとおり、説明が得られたことから、申立期間①及び③において、申立人は厚生年金保険の被保険者とはなっていないもの

と推認できる。

- i) 申立期間当時、当社は現場係（班長）による直営施工体制をとっており、当社の現場係が作業員の募集等を行っていた。
- ii) 当社では、当社作業所長との雇用契約によって作業員を雇用していたが、作業員は短期間で働く者が多いことから、当該契約は長期雇用を前提としたものではなく、作業員については当社の社員とは認識していなかった。
- iii) 作業員は国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険については加入していなかった。
- iv) 当社で管理している人事記録及び従業員名簿には、申立人の氏名は無い。

なお、申立期間①については、C県の資料により、昭和29年6月に行われたA社B作業所の式典に、A社H支店及びI出張所の関係者が出席していることが確認できたことから、社会保険事務所が保管している同支店及び同出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、E事業所の同僚の供述及び同事業所の記念誌により、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E事業所は昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②には、同事業所が適用事業所となっていない期間も含まれる上、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立期間②当時、申立人と同じ工事現場でブルドーザーの運転手をしていた同僚は、「当時、私は厚生年金保険に加入していなかった。申立人も、ブルドーザーの運転手をしていたときには、厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述しており、また、前述の被保険者名簿には当該同僚の氏名も無い。

さらに、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用についてE事業所の上部機関であるC県J部及び同D部に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 3 日まで
社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっているとのことであったが、私は退職後同事務所に行ったことも無く、脱退手当金を受け取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 11 月 3 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点において脱退手当金の受給要件を満たしていたことが認められる 31 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、26 人に支給記録があり、うち 24 人が資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 12 月 22 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。